

宝塚市民祭りバザール出店規約

【規約の趣旨及び決定方法】

- ・ 宝塚市民祭りは「市民相互の理解と連帯を深め、生活文化の向上と郷土宝塚の発展に寄与すること」を目的とした事業である。
- ・ この目的を達成するため、宝塚市民祭り協議会は、宝塚市民祭り出店の規約を以下のとおり定める。
- ・ 本規約の決定及び変更には、宝塚市民祭り協議会総会の承認を要する。

【出店基準】

- ・ 宝塚市民祭りの目的・趣旨を理解し賛同するもので、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。
 - ① 宝塚市民を中心に構成した団体・グループ
 - ② 宝塚市内に出店または事業所を置くもの
- 但し、上記①②において過去に出店を取消されたことがないものとする。

【負担金】

- ・ 出店者は、宝塚市民祭り協議会実行委員会（以下、実行委員会）が別途定めた料金及び各種設備に必要な実費を負担すること。
- ・ 会場内のテントについては、原則として実行委員会が用意したものを使用すること（有料）ただし、実行委員会にて別途承諾したものはこの限りではない。
- ・ 料金の払い戻しは、原則行わない。なお、開催日 14 日前までに出店の取り消しがあった場合はその限りではない。

【出店者・出店団体の決定】

- ・ 出店を希望する場合は、実行委員会指定の申込書に必要事項等を記入し、必要書類と共に受付締切り期日迄に提出すること。
- ・ 実行委員会において、申込書の内容等を審査の上、出店者・団体を決定するものとする。
- ・ 出店決定後、やむを得ず出店できない事情が発生した場合は、すみやかに実行委員会まで報告しなければならない。

【遵守事項等】

- ・ 出店者・団体同士が互いに声を掛け合い、この規約及び別に定める注意事項を遵守し、宝塚市民祭りの円滑な開催に協力しなければならない。規約等に違反する行為があった場合は、出店許可の取り消しや出店中止を命じる場合がある。
- ・ 出店者は宝塚市民祭りの事業趣旨を理解し、より多くの市民から喜ばれ親しまれる出

店を心掛けること。

- ・ 盗品や偽ブランド品、海賊版、コピー商品等、法令に違反する物品については売買を禁止する。
- ・ その他公共秩序に反すると認められる物品や実行委員会が販売に適さないと判断するものの販売を禁止する。
- ・ 営業に必要な手続きは出店者において行い、費用についても出店者負担とする。
- ・ 事前に販売品及び販売価格を実行委員会に提出し、販売最低価格の調整を行う。提出後の軽微な変更（品目名称の変更、同じ品目内でのバラエティーの追加）や祭り開催中の割引（元価格の2割引きを限度）を除き、販売品及び販売価格を変更することを禁止する。
- ・ ブース内への危険物（発火または爆発の危険性の大きい物質）の持込みは禁止する。（調理に使用するプロパンガスを除く）
- ・ 飛散、転倒、落下した際に危険を伴う看板等をテントに固定して設置することを禁止する。ただし、シート等の看板等で実行委員会が特に認めたものを除く。
- ・ 出店申込者（出店責任者）は販売行為に従事することとし、代理人による出店や参加権の販売・譲渡は認めない。
- ・ 従事者名簿に記載された者以外の者を従事させること並びにブース内に立入らせることを禁止する。
- ・ 従事者名簿に記載された従事者の中に過去に出店を取り消された者がいるときは、実行委員会が特に認めた場合を除き、その者が代理人として出店しているものと見做し出店を取り消す。
- ・ 出店決定後に開催されるバザール出店者説明会においては、出店申込者（出店責任者）が必ず出席すること。やむを得ず参加出来ない場合は事前に実行委員会まで報告の上、必ず代理人を説明会に出席させること。説明会に参加しない出店者及び団体の出店は認めない。
- ・ 出店申込者（出店責任者）は宝塚市民祭り当日、出店箇所に必ず常駐すること。
- ・ 車両乗り入れ時間については如何なる理由であっても、指定時間を厳守すること。関係車両以外の特例は認めない。
- ・ 店舗の位置は実行委員会で決定し、出店者は異議申し立てなどを行うことはできない。
- ・ ブース内で出たごみは必ず持ち帰ること。
- ・ 食品を販売する場合は当日有効の賠償責任保険等に加入すること。
- ・ 会場内での盗難、紛失、商品についてのトラブル、また車両乗り入れの際の管理等については自己責任において処理し、実行委員会はその責を負わない。
- ・ 宝塚市民祭り開催中は実行委員会及び警備スタッフの指示に従い、迷惑行為を行うことを禁止する。来場者とのトラブルがあった場合や迷惑行為を発見した場合は、すみや

かに実行委員会に報告すること。

- ・ 個人及びグループ固有の主義・主張（政治、宗教等）を訴えたり、特定の個人・団体を非難するなどの行為はしないこと。

【補 則】

- ・ この規約に定めるものの他、必要な事項は別に定める。